

○住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの）が完了したものについて、申告により、完了した年の翌年度分に限り、家屋に係る固定資産税の税額が3分の1減額される制度です。※都市計画税は対象外

●居住者要件

減額される要件（次のいずれかの者が居住する既存の住宅）
65歳以上の者、要介護認定又は要支援認定を受けている者、障がい者

●住宅要件

減額される要件（次の条件を満たす住宅。賃貸住宅を除く。）
・新築された日から10年以上を経過していること ・床面積が50㎡以上280㎡以下であること（改修後に50㎡以上280㎡以下になる住宅を含む） ・居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ※区分所有家屋も含みますが、専有部分が上記条件をすべて満たす必要があります。

●工事要件

減額される要件（次の工事で、補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの）
廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室の改良・便所の改良・手すりの取付け・床の段差の解消・出入口の戸を改良 引戸への取替え・床表面の滑り止め化

●適用範囲

床面積	減額される税額
1戸当たりの床面積が100平方メートル以下のもの	本来の税額の3分の1に相当する額
1戸当たりの床面積が100平方メートルを超えるもの	100平方メートル分の本来の税額の3分の1に相当する額

●減額期間

工事完了時期	減額される期間
平成28年4月1日～令和8年3月31日	翌年度分（1年度分）

●申告方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、**改修後3ヶ月以内**にバリアフリー住宅改修申告書に工事明細書や工事写真等の関係書類を添付して、税務課（7番窓口）に申告してください。

●注意事項

バリアフリー減額措置は1戸について1回限りです。また、当該家屋が「新築住宅に対する減額措置」や「耐震改修工事による減額措置」の対象となっている年度には適用されません。

【お問い合わせ先】

猪名川町役場 企画総務部 税務課 資産税担当
〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11 の 1
電話 072-766-8702